

としま子どもの権利相談室の開設について

1. としま子どもの権利相談室の概要

- 「豊島区子どもの権利に関する条例」を踏まえ、子どもの権利を保障するため、子どもの権利侵害に関する相談に応じるための窓口として「としま子どもの権利相談室」を設置する。
- 相談室では、子どもの権利相談員が子どもからの声や SOS を受け、権利侵害にかかる相談を第三者機関となる子どもの権利擁護委員につなげることで、権利を侵害された子どもの迅速かつ適切な救済を図る。
- 権利侵害にかかる適切な相談につなげていくため、子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利について、正しく理解できるよう、「豊島区子どもの権利に関する条例」の趣旨や子どもの権利の普及啓発を図る。

(1) 体制

子どもの権利擁護委員	3名（弁護士2、臨床心理士1）
子どもの権利相談員（会計年度任用職員）	2名
事務局（正規職員）	3名（専任1、兼務2）

<子どもの権利擁護委員>

豊島区子どもの権利に関する条例第22条により設置される区長の附属機関（第三者機関）

（子どもの権利擁護委員の職務）

- ・子どもの権利侵害について相談に応じ、子どもの権利の救済及び回復ための助言や支援すること。
- ・子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査や関係者間の調整すること。
- ・必要と認めるときに、是正要請をすること。

(2) 拠点施設

- ①千登世橋教育文化センター1階
教育センター内
（豊島区雑司が谷3-1-7）
- ②面積：66.43㎡



(3) 開設時期：令和5年9月

(4) 開設時間：火曜～土曜日 10時～17時45分（祝日、年末年始除く）

2. 相談業務

(1) 相談室の基本姿勢

子どもの意見を聞き、子どもの気持ちに寄り添いながら、子ども自身が本来持っている力を十分発揮できるよう問題解決に向けた支援を行う。

(2) 相談内容

特定な分野に限らない子どもの権利侵害全般（例：いじめ、体罰、虐待など）

(3) 主な相談対象

区内在住、在学、在勤の概ね18歳未満の子ども

※子どもの権利侵害に関わる相談であれば、大人からの相談も可

(4) 相談方法

対面、電話、メール、手紙、FAX

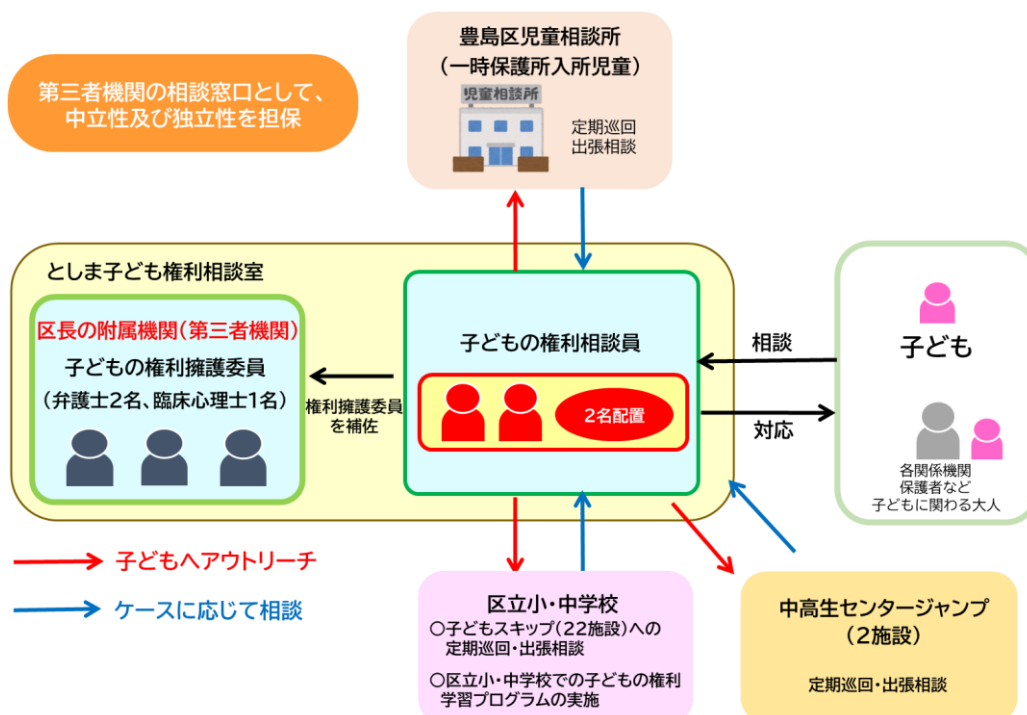
(5) アウトリーチ（巡回相談）の実施

相談員が、スキップ、中高生ジャンプ、児童相談所（一時保護所）等、子どもの身近な施設に定期的に訪問し、子どもとの関係性を構築することで、子どもからの相談へつなげる。

3. 相談から救済までの流れ

- ・相談員が子どもや子どもに関わる大人から相談を受け、子どもの権利擁護委員と連携しながら、内容に応じて関係機関等との調整を行う。
- ・子どもの権利侵害に関する救済の申立てがあった場合には、子どもの権利擁護委員が権利侵害に関わるか審議し、調査や関係機関等との調整を行い、必要に応じて是正要請を行うことができる。

【としま子どもの権利相談室の仕組み】



子どものための相談カードのキャラクターについて

子どものための相談カード用に「うさぎ」と「とり」の新しいキャラクターを作成しました。
(イラスト作者：職員)

カード配布した区立小4～中3の皆さんに投票していただき、**2,755人**の回答の中から命名しました。

子どもの相談を受ける部署で、このキャラクターを通じ、子どもたちが困ったときに相談できる場所がすぐにわかるように活用して参ります。

うさぎ 1位 なやミミ 2位 きくみん 3位 きくう
とり 1位 すいトリ 2位 キキトリ 3位 すいトリ隊

① みんなの おはなしを よくきくための 大きな^{みみ}耳のうさぎ

なやミミ



② みんなの なやみ を すいとりたい くらい^{とり}鳥

すいトリ

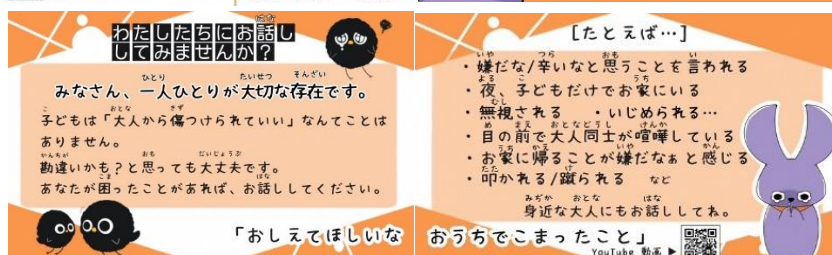


子どもの相談カード見本（令和5年7月下旬 区立小学校4年生～6年生 区立中学生に配布）

外表



内側



「としま子ども会議」令和5年度実施概要

1. 目的

「豊島区子どもの権利に関する条例第20条第4項」に基づき、子どもが区政について話し合い、意見を表明する場を設けることで、区政に子どもの意見を反映するとともに「児童の権利に関する条約」や「豊島区子どもの権利に関する条例」に定める子どもの権利である意見表明権の確保を図る。

また、令和4年6月に成立したこども基本法において、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見発表の機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、第11条で、こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられている。これを踏まえ、令和5年度は、改訂時期にある各種計画や、各課の施策に子どもたちの意見を反映させるための取り組みとして子ども会議を位置づける。

2. 対象者

区内在住または在学の概ね10歳（小学校4年生）～18歳の子ども・若者

3. 実施内容

上記を対象として参加者を募集し、参加者があらかじめ定めたテーマについて意見交換を行う。意見交換の結果は、発表会を設けて区長に発表する。

（1）実施形態

参集形式で実施する。

会議は7月～8月に実施。（意見発表会は8月開催予定）

（2）日時及び各回の実施内容

第1回：7月24日（月）10時～12時 13時～15時（豊島区役所5階会議室）

趣旨説明、自己紹介、調査

第2回：7月28日（金）10時～12時 13時～15時（豊島区役所5階会議室）

意見討議

第3回：8月1日（火） 10時～12時 13時～15時（豊島区役所5階会議室）

発表準備

リハーサル：8月19日（土）10時～12時（議場）

意見発表会：8月20日（日）10時～12時（議場）

4. その他

最終日に、参加賞として1,000円の図書カードを贈呈。

中学校内居場所づくりについて

区はこれまで不登校生徒の対策について、小・中学校長、生活指導主事からなる「不登校対策委員会」にて、未然防止策や早期支援などを検討してきた。しかしながら、コロナ禍によりその数は1.7倍（R1→R4年度）に増加し、個別ケアに当たる教員の負担も大きくなっている。子供たち一人ひとりの置かれている状況やメンタルサポートを含め、個々に合った方法の支援を進めていく必要がある。そのためには、家庭や教室以外にも多様な居場所をつくり、放課後の充実した時間を提供する。

校内居場所づくりによる支援

【目的】

- (1) 現在は学校に通えているが、多感な時期でもあり様々な揺れ動きにより教室が馴染めない状況となった際など、教室外の居場所を活用し不登校を未然に防止する。
- (2) 不登校の状況だったが居場所なら登校できる生徒が、段階的に学校に通えるよう支援する。
- (3) 教室外の居場所で、様々な大人や集まってくる生徒同士が関わることで良い刺激を受けて個々の成長に繋げる。

【モデル事業】西池袋中学校内居場所「にしまる一む」

時期：令和5年度～毎週火曜日（学校行事等により変更あり）

第1部 13:30～15:00 不登校フォロータイム

第2部 15:30～17:45 誰でもタイム

場所：西池袋中学校 1階ホール

対象者：西池袋中学校の生徒

実施：(主催) 豊島区教育委員会・(運営) 認定NPO法人豊島子どもWAKUWAKU
ネットワーク、西池袋中学校・(協力) 地域の方々



○スケジュール

4月25日 仮オープン

5月23日 オープニングセレモニー（高際区長、教育長、地域ほか出席）

6月20日・27日

7月4日・18日

夏休み開催 7月25日～8月31日の火曜日（15日は休止）※時間調整中

にしまる一む

7月25日

8月1日、8日

22日、29日
(全て火曜日)

1 階ホールにて

13:30～16:00

OPEN



夏休み中のフリースペースです

おしゃべりしたり

自習（宿題）したり

のんびりくつろいだり

ぜひ、のぞいてみてください

主催：豊島区教育委員会

西池袋中学校

認定NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク

協力：にしまる一むを応援する地域の方

助成：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

問い合わせ先：info@toshimawakuwaku.com 090-3519-3745（栗林）



子ども版広聴「子どもレター」の導入について

1 目的

子どもが「うれしいこと、困っていること、もっとこうなるといいなあ」ということを、より気軽に区役所に届けやすくすることにより、未来の豊島区の主役である小中学生などの声を、積極的に区政に反映していく。

2 内容

区民ひろば等に「職員手作りのかわいい様式（折紙封筒）」を設置し回収する。ご意見等に対する返信は、「職員手作りのかわいい便箋と封筒」で郵送する。

3 対象者等

- (1) 対象者：主に中学生以下の子ども
- (2) 開始時期：令和5年6月16日（金）
- (3) 設置場所：区民ひろば等（区内施設約120ヶ所）

4 実績

170通(令和5年7月18日現在)

様式（表）

様式（裏）



返信用の専用封筒



返信用の専用便箋

豊島区中小規模公園活用プロジェクト

暮らしの中にある 小さな公園の活用



園庭のない保育園とおもちゃ倉庫

「おもちゃ倉庫」とは？

公園・児童遊園を広くと使えるよう、倉庫からおもちゃ(置き型遊具)を出し入れする仕組み。

現在は園庭のない保育園向けの利用を進めており、一般利用者への貸し出しも検討している。



おもちゃを持って散歩する先生



保育園との検証の様子 遊ぶだけでなく、片付けも園児が一緒になって行う

公園を楽しむ車「PARK TRUCK」

“日常”利用と“非日常”利用を両立させるため、ハード整備を少なくし、移動式ツール(可動のもの)を活用。



本とコーヒー

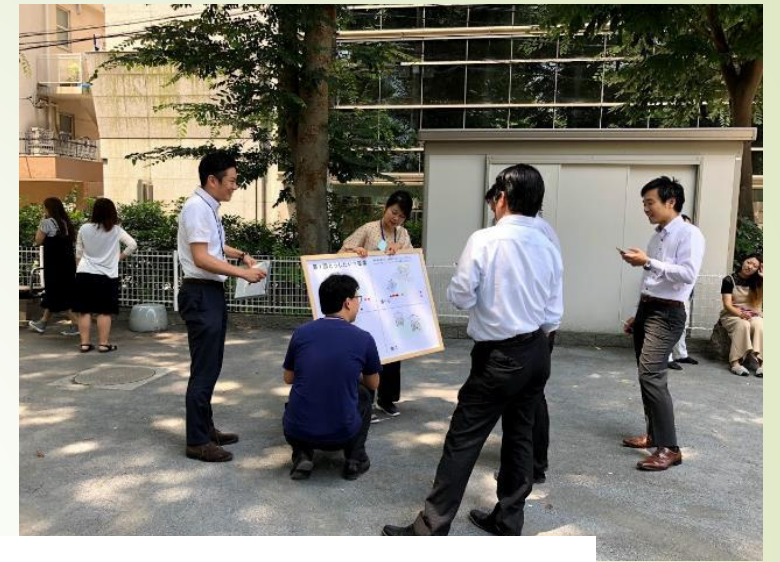


遊ぶ

学ぶ

集う





公園でどう過ごしたい? 「投票」





住民主体イベントの開催



ワークショップとスポーツ



福祉団体とコラボした折り紙教室や木工講座を開催



ボッチャや卓球セットは「PARK TRUCK」にも積んでいる



公園でスラックラインの検証

コミュニティガーデンの取り組み

「ガーデン」と「モバイル花壇」

狭い公園・児童遊園では、地元住民や近隣保育園等との交流の場となるよう、コミュニティガーデンを整備したり、車いす対応のプランター花壇を配置している。



車いす対応のプランター花壇



住民との交流



子どもたちとガーデン整備



近隣保育園との連携